

中小企業成長展開支援事業 成長展開チャレンジ支援補助金

Q&A

滋賀県 商工観光労働部 商工政策課

お問い合わせ先 TEL 077-528-3715

受付時間 午前9時～午後4時30分

(土・日・祝日は除く。)

目次

Q1・・・どのような経費に使えますか？

Q2・・・「上場に向けた初期準備」の「初期」とはいつを指しますか？

Q3・・・上場申請のためにおこなう必要な監査法人による監査の費用は補助対象ですか？

Q4・・・具体的に補助対象外となるのはどのようなものですか？

Q5・・・委託契約期間が事業実施期間以降(令和8年3月1日以降)も続きます。補助対象外になりますか？

Q6・・・採択は、申請順に行われるのですか？

Q7・・・委託契約の契約書は、いつ提出すればよいですか？

Q1・・・どのような経費に使えますか？

A1・・・上場に向けた初期準備にかかる費用に対して、幅広くお使いいただけます。ただし、対象経費は委託料費に限りますので、契約締結に基づくものに限ります。

例えば、ショートレビューや IPO コンサルティング、監査法人による予備調査、公認会計士等による一定期間の継続的な調査委託にもお使いいただけます。

Q2・・・「上場に向けた初期準備」の「初期準備」とは何を指しますか？

A2・・・証券取引所への上場申請に必要な準備より前に行う取組を指します。（上場申請に必要な準備は「初期準備」に含みません。）基本的には、社内で上場意思が確定する前に行う取組とお考え下さい。

Q3・・・監査法人による監査の費用は補助対象ですか？

A3・・・監査法人による監査は、上場申請に必要な事項の一つであるため、本補助金では補助対象外としています。

Q4・・・補助対象外となる経費は具体的にどのようなものですか？

A4・・・A3 の監査法人による監査にかかる経費、上場申請書類の作成にかかる経費、定款変更にかかる経費、引受審査・上場審査に関する経費、両審査の事前対策等にかかる経費等は、上場申請に必要な経費とみなし、対象外とします。**対象となるか、対象外か、ご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせください。**

Q5・・委託契約期間が事業実施期間以降(令和8年3月1日以降)も続きます。補助対象外になりますか？

A5・・委託終期日が令和8年3月1日以降であることで補助対象外になることはありません。ただし、補助金の交付は、令和8年2月28日までの委託内容およびそれに相当する委託料の支払が完了している分に限ります。

委託内容が完了しているかどうかは、実績報告書あるいは中間報告書をもって確認しますので、契約途中で事業期間到来する場合には、委託先から中間報告書および請求書を提出いただくことを、相手方との契約書に必ず明記いただき、令和8年2月28日までに支払を完了させてください。

支払の完了については、銀行振込伝票をもって確認しますので、振込が令和8年2月28日までに行えるよう、委託先との調整は余裕を持って行ってください。支払が確認できない場合、交付金額の減額や採択取消を行うことがあります。

委託料の前払いを令和8年2月28日までに行っても、前払いに相当する金額は補助対象外となりますのでご注意ください。中間報告書の対象期間より後の契約期間の委託内容に相当する委託料は、自費負担となりますので予めご了承ください。

Q6・・採択は、申請順に行われるのですか？

A6・・原則申請いただいた順に審査を進めますが、審査途中で聞き取り調査等を行いますと、審査の進捗に差が出る場合がございます。なお、進捗等の審査に関する質問は、自社他社に関わらずお答えできませんので、予めご了承ください。

Q7・・委託契約の契約書は、いつ提出すればよいですか？

A7・・委託先との契約締結後、速やかに両者押印済みの契約書の写しをご提出ください。取組開始後、一定期間ご提出がない場合は、進捗をお尋ねします。一定期間合理的な説明なく契約書をご提出いただけない場合、交付金額の減額や採択取消を行うことがあります。